

## 個人市民税・県民税の減免申請について（同意書）

1. 市民税・県民税の減免は、納期が到来していない分が対象となります。納期限を過ぎたものについては減免の対象外となります。
2. 必要書類が期限までに提出されない場合、書類不備により却下となります。提出が遅れる理由がある時は、市民税課にご連絡ください。
3. 減免の申請後、決定までは保留となりますが、その間も督促状は発送されます。督促状その他納付書によってお支払いをされないようにしてください。申請後、お支払いされた分は減免の対象外となり、還付されませんのでご注意ください。口座振替の方は、減免対象年度の引き落としを停止します（口座引き落とし停止期限までに申請されたものに限りです）。
4. 減免の審査・決定・通知は市民税課で行います。
5. 審査に際しては、地方税法第 298 条に基づき、可否の判断に必要な範囲において、金融機関、その他関係機関に対し、資産等についての調査を行う場合があります。
6. 熊本市税条例施行規則第 12 条の規定に基づき、虚偽の申請、その他不正行為があったと認められた場合は、直ちに減免の取り消しを行います。

上記について、自署により同意いたします。

令和      年      月      日

〔申請者〕

住 所

氏 名